

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

**奈良県教育委員会規則第十一号**

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則  
(職務に係る標準的な職)

**第一条** 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員(以下「県立学校職員」という。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 県立学校職員が行う職務	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する校長の属する職制上の段階	校長
	二 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条に	教頭

において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する教頭の属する職制上の段階

三 法第四十九条において準用する第三十七条第

教諭

二項、第六十条第二項並びに第八十二条において準用する第二十七条第二項、第八十二条において準用する第三十七条第二項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第二項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する主幹教諭、法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する教諭並びに法第四十九条において準用する第三十七条第十八項、第六十条第五項並びに第八十二条において準用する第二十七条第十項、第八十二条において準用する第三十七条第十八項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第十八項及び第八十二条において準用する第六十条第五項に規定する講師（一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年奈良県条例第三十三号）の教育職給料表（二）の適用を受けている者）の属する職務の級が二級であるものに限る。

）の属する職制上の段階

<p>四 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第二項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階</p>	<p>養護教諭</p>
<p>五 法第四十九条において準用する第三十七条第二項、第六十条第二項並びに第八十二条において準用する第二十七条第二項、第八十二条において準用する第三十七条第二項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階</p>	<p>栄養教諭</p>
<p>六 法第六十条第二項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する実習助手の属する職制上の段階</p>	<p>実習助手</p>
<p>七 法第七十九条第一項に規定する寄宿舎指導員の属する職制上の段階</p>	<p>寄宿舎指導員</p>
<p>八 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条に</p>	<p>事務長</p>

<p>において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第三十一条の第三一項に規定する事務長の属する職制上の段階</p>	
<p>九 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第二号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事の属する職制上の段階</p>	<p>事務職員</p>
<p>十 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第九号に規定する学校司書の属する職制上の段階</p>	<p>学校司書</p>
<p>十一 規則第三十一条の六第一項第十一号に規定</p>	<p>学校栄養職</p>

	<p>する学校栄養士の属する職制上の段階</p> <p>十二 規則第三十一条の六第一項第十二号から第十四号までに規定する職の属する職制上の段階</p>	員
<p>二 県費負担 教職員が行 う職務</p>	<p>一 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する校長の属する職制上の段階</p> <p>二 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する教頭の属する職制上の段階</p>	校長
	<p>三 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項に規定する主幹教諭並びに第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する教諭並びに第三十七 七条第十八項、第四十九条において準用する第三十七 七条第十八項及び第六十条第五項に規定する講師（一般職の職員の給与に関する条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	教諭
<p>四 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階</p>		養護教諭
<p>五 法第三十七条第二項、第四十九条において準</p>		栄養教諭

	<p>用する第三十七条第二項及び第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階</p>	
	<p>六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員の属する職制上の段階</p>	<p>事務職員</p>
	<p>七 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員の属する職制上の段階</p>	<p>学校栄養職員</p>

(その他)

**第二条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。